

議案第105号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2））の変更について

資料1 令和2年度（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2）の変更内容及び理由について

1 変更経緯

鋼材価格の著しい上昇に伴う差額の増額を行う。その他、現地状況を踏まえて設計変更を行う。

これまでの変更経過は以下のとおり。

項目	契約日	請負額	主な変更内容
当初	R3. 3. 19	358,710,000円	—
第1回 変更	R3. 7. 12	430,892,000円 (72,182,000円増)	・場所打擁壁を4ブロックから5ブロックに変更 (延長57mから72mに変更)
第2回 変更	R3. 12. 17	442,477,200円 (11,585,200円増)	・建設発生土の一部を一般土砂で処分可能になったことによる処分地への変更 ・場所打擁壁にひび割れ防止対策を追加 ・仮設工の切梁を变形抑制の可能な特殊切梁(油圧ジャッキ付)に変更
第3回 変更	R4. 6. 3	442,477,200円 (増減なし)	・工期の変更
第4回 変更		444,789,400円 (2,312,200円増)	・以下の2に示すとおり

2 変更内容及び理由

(1) 鋼材価格の著しい上昇に伴う差額の増額(単品スライド) 1式(2,386千円増)

主要な工事材料である鋼材の価格が51～53%上昇したため、工事請負契約書第26条第5項(※1)の単品スライド条項に基づき、施工業者から契約金額を変更することの求めがあったもので、兵庫県の運用マニュアルに基づき増額変更する。(鋼材価格の上昇要因は、原材料費や輸送費などの高騰分が価格に転嫁されたものである。)

(2) 道路土工 1式(1,061千円増)

法面工 1式(1,353千円減)

埋戻土の仮置きヤードが縮小したため、一部埋戻土を再生切込砕石に変更する。また、仮置きヤード確保のために大型土のうによる土留の法面整備を追加し、不用になった法面整形及びモルタルによる法面吹付を削除する。

【資料1】

**(3) その他 1式 (218千円増)**

現場状況を踏まえて数量精査を行ったことにより変更する。

(通学路安全対策に伴う交通誘導警備員の配置人数の増、工程見直しによる工事現場仮設材のリース期間短縮による減等)

**※1 工事請負契約書第26条第5項**

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

【資料1】

当初埋戻し土を施工区間東側のトンネル区間上部に仮置きする計画であったが、仮置きヤードが縮小されたため、一部埋戻し土をU17 終端部で仮置きする。それに伴い、一部埋戻し土を現場発生土から再生切込砕石に変更するとともに、大型土のうによる土留を法面整備として追加し、仮置きヤードの確保を図る。

